

類聚古集の本文改変

——独立異文の検討から——

はじめに

通例、独立異文はそのこと自体によって校勘価値の低さを意味する。写しの精粗にもよるが、それらの多くが誤写などによる取るに足りない異同であることも確かである。しかし、有力な伝本については、ひとわたりそうしたものも含めた個々の異文の検証を行う必要がある。

かつて小島憲之氏は、

有力な古写本群の異字の対立に於ける本文批評などさう簡単に云へる筈のものでなく、もつと本質的なものに溯つて考へる必要がある。

と指摘されたことがある。^註 かりにそれが古写本群による対立ではな

北井勝也

く、一方が独立異文であっても、その異文が類聚古集のような有力なものである場合、「本質的なものに溯つて考へる必要がある」ことは氏自身が右の指摘によって結ばれた論文で実地に確かめられたところである。

以下は類聚古集の独立異文の検討から導かれた、その本文に関する性格の一端の報告である。

一

コモリクノハセノヤマニルフキハミサカケルソヒトノマナサキ
隠口乃泊瀬之山丹照月者盈具為鳥人之常無（巻七・一二七〇）
「寄物発思」のもとに収められ、「右一首古歌集出」との左注をもつこの歌は、「具」字に諸本間で激しい異同が見られる（便宜上、各節冒頭に掲げる歌については本文・訓とも寛永版本により、その

他の万葉集の引用は塙書房版による。問題点を絞るために要のみとって、神田本・大矢本・京大本が「毀」とし、類聚古集が「虧」に作るほかは、「具(具)」のヴァリアントと見ておく。ただし、訓は諸本すべて「カケ」となっている。

歌意から推してここを「カケ」と訓むことは動かせないが、「具」(以下この字体で代表する)をそのように訓むについては若干の説明が必要となる。というのも「日」に従う字形が示すとおり

日中則具、月盈則食、天地盈虚、與_レ時消息、而況_レ於_レ人乎、況_レ於_レ鬼神_一乎(周易、下経豊伝)

と、日が西にかたむくというのが一般的な字義であり、当歌でのような月が欠けることを表した例は容易に見出せないからである。これについて小島憲之氏は、先に挙げた周易(王弼注)や千字文の「日月盈_レ具」に基づく訓詁の応用によるものとの説明を与えられた。

集中「具」の例は、大伴家持の「悲世間無_レ常歌」に「照月毛盈具之家里」(巻十九・四一六〇)と、同じく月の欠ける場合に用いた一例がある。この家持歌の表現は当歌の影響のもとに成るとの見解もあるが、さほど無理な用字でもなかったことはうかがえる。学令の規定を出すまでもなく、上代官人にとつての経書の近しさや、出土木簡などより知られる千字文の普及_後からして、十分に導かれうるものと言える。

ただ、そうした理解が伝写に携わった人すべてに期待できるはずはなく、ここでの諸本の異同もこの点からおよそ察することができ

る。まず神田本・大矢本・京大本の「毀」について言えば、この字も月が欠ける意にはふさわしくない。そして、おそらく「具」の字義に不審を抱いて改めたというよりも、伝写間に生じた「具」のヴァリアントを読みあぐんで字形の近い「毀」にしたものと思われる。神田本の字体(ここで敢て再現することはしない。複製本あるいは校本万葉集の記載を参照されたい)からそのあたりが推察され、また

た万葉集にはこの字が見えないが、試みに古事記に目を移せば写本段階では神田本の字体が一般であることは、この部分が非仙覚本系統である神田本と仙覚文永本に属する大矢本・京大本という別系統の写本がともに「毀」に作ることに納得がゆく。こうして字形的に内輪におさえつつ、月の欠けるに對して選ばれたのが「毀」であったと考えられる。

一方、類聚古集の「虧」は、日中則移、月滿則虧、物盛則衰、天地之常数也(史記、藝文伝)とあるように、この場合には最もふさわしい。また、熟語としても「盈虧」は見える。

萬事固如此、人生無_レ定期、田實相傾奪、賓客互盈虧(李白、

古風詩、其五十八)

これはその一例である。集中他に例は無いものの、「畏」に比べて
妥当な用字であることは疑いない。しかし、妥当であることがかえつ
てこの独立異文が伝写過程での改変であることを物語っている。前
後するが、爾雅、釈詁に「虧、毀也」と見えることは神田本・大矢
本・京大本の選択もあながち的外れとも言えないかもしれない。

類聚古集は言わば万葉集の研究書であつて、厳密には写本と言え
ない。そこで、他の諸本に比して本文に対する研究も積み重ねられ
ている。そして、その本文に誤写以外の改変が見られるとの指摘も
夙にある。別けてもこの際、訓み易い文字ないしはよりの確な文字
に改める例があることは注意される。

卷一・一六

冬木成春さり来れば……(↓盛) ◆三三二一

諸本「成」とするところを類聚古集のみ「盛」に作る。「冬木成」
ではフユゴモリと訓みにくかつたことは、旧訓がフユコナリである
のを見てもわかる。そこで万葉考は「成」は「盛」の誤りとした。
しかし、両字は通用であり「冬木成」のままフユゴモリと訓むべ
きことは、はやく攷証に指摘があり木村正辞『万葉集文字弁証』に
も詳述されている。類聚古集の「盛」については既に沢瀉注釈に
「これは『成』では訓みにくい為に『盛』の文字に改めたものと思

はれる」とある。なお、下に国歌大観番号のみ挙げているのは、同
様の例でかつ類聚古集の独立異文でもあるものである。こうした例
はなお他にも見える。試みにそのいくつかを次に挙げる(いずれも
類聚古集は括弧内の矢印に導かれた文字に作る)。

卷一・二二一

去年見てし秋の月夜は照らせども相見し妹はいや年放(↓離)
サカルに「放」をあてるのは例も多く、問題とするにあたらない。
しかし、歌意あるいは字義から言つて「離」がより適切であること
は確かであろう。

卷四・五二一

庭に立つ麻手刈り干し布暴東女を忘れたまふな(↓曝)
掲出本文のごとく「暴」に作るのは元暦校本のみであり、広瀬本・
古業略類聚鈔および仙覚本は「慕」に作る。この本文異同には、意
改を軸とした詳細な考察が既にある。そこにおいて、類聚古集の文
字について「この歌で元が『暴』に作ることに疑義はない。類の
『曝』はその通用(干祿字書)、一般的な形に改めたものである」と
の指摘を見る。

卷四・五二二

嫁婦らが玉くしげなる玉櫛の神さびげむも妹に逢はずあれば
(↓滅) ◆二九九〇

「感嬌」は集中に一五例見え、いずれもヲトメと訓むものと思われる。ただ、この用字には疑義があり、殊に辞書に見えない「感」は疑わしい。そうした中で類聚古集の「感」は美女の顔や姿を表す字であり、この場合ふさわしいものとなっている。

卷七・一三二九

陸奥の安太多良真弓絃。著けて引かばか人の我を言成さむ(↓弦)
 「絃」と「弦」とは字音・字義ともに通じる。ただ、歌意から言
 えば「弓」に従う「弦」がより適切である。

卷八・一五六九

雨晴て清く照りたるこの月夜また更にして雲なたなびき(↓霽)
 「霽」の字は広瀬本・神田本および仙覚文永本系統の写本が伝える。類聚名義抄(観智院本、僧中)にハレ・ハルの訓が見えるものの、「漢籍に例を見ない。日本において、「霽」と「晴」とを混じて生まれた字か」(小学館古典全集本)とされる不審な字である。ただし、集中にはなお一例「雨晴之」(卷十・一九五九)の使用を見る。一方、類聚古集は「霽」に作り適切な用字である。また、神宮文庫本以下版本へと続く寛元本系統の本文「晴」も同種の改字であろう。

卷十三・三二八〇

妾背子は待てと来まざず……(↓吾)

卷十三・三二九九

……さ丹深〇の小舟もがも……(↓漆)
 両者ではやや性質に違いはあるものの、いずれもより一般への改字である。

卷十三・三三二二

こもりくの泊瀬小国に夜延〇せず我が天皇よ……(↓道)
 求婚する意のヨバフは、妻訪い婚を背景として呼ぶの継続態ヨバフから出たと考えられている。かりにそれが正しいとすれば、類聚古集の「道」は語源解釈の所産と言えそうである。

卷三・四二〇

これらに加えて、類聚古集に例の多い
 ……夕占問ひ石トもちて……(↓占) ◆三三一八(二箇所)
 ……三三三三・三三一(二箇所)
 も、あるいは同じ方向の例として捕えられるかもしれない。
 もとよりこれで例が尽きるといふ訳ではなく、似た例はなお多いが、これだけでもひとつの傾向と言い得るであろう。そして、先に触れた「虧」がこうした傾向と一脈通じるものであることも認められよう。ただ、類聚古集の「虧」をそのみで説明するのは適当ではない。そこには平安朝人の漢土訓詁学の反映をも認めるべきであろう。かつて小島憲之氏は、卷三・二六二番歌における仙覚本系統

の「雪驪」に対する類聚古集の「雪驪」、および巻八・一四一八番歌における仙覚本系統諸本の「石激」に対する類聚古集の「石瀨」を、「意味不明の文字を勝手に改めたのとは違つて正しい訓詁に依つた改字であつた」と認められ、「平安朝人の漢土訓詁学の一面」を表すものとされた。先の「麿」はこうした方向とも連なるものとして把握すべきであろう。そして、類聚古集の本文においてさらに注目されるのは、こうした平安朝人の漢土訓詁学といった背景が高じたと思われる例の見受けられることである。以下そのあたりを見てゆく。

二

三吉野乃象山際乃木末爾波幾許毛散和口鳥之聲可聞（巻六・九二四）

山部赤人の吉野讚歌における長歌九二三番歌に対する反歌第一首である。この歌の「末」字は、類聚古集以外の諸本（校本万葉集より略号で示すと、元・広・神・西・宮・細・陽・矢・京・無・附・寛である。ただし陽明本は「末」に作るが、問題とはならない）に異同はない。ところが類聚古集のみが「抄」に作る。ただ「抄」は、広韻に「略取也」とあるようにかすめとる、あるいは「抄本」のごとく写す意の字である。そこで、写本では手偏・木偏の判別が無理

なことも多く、ここも「抄」として理解すべきであろう。

「抄」は一切経音義（巻十三）に「樹鋒曰抄」とあるように、こずえの意である。新撰字鏡（天治本、巻七）にも

木末也木細枝也梢也木高也木乃枝又比古江

とあり、類聚名義抄（観智院本、仏下本）にも「コズエ・スエ」の訓が見える。そして、篆隸万象名義に「末也」とあるように、「抄」は「末」と同じ訓詁をもつ。したがって、類聚古集の本文によつても不都合はない。

この「抄」字、集中では家持が一度用いている。ただし、それは歌においてではなく、詩の中である。天平十九年、前年越中に下つた家持がはじめて国守として迎えたこの年二月、重い病に倒れた彼がどうか危機を脱した後、池主との間に昔簡まがいの前文に和歌や漢詩を添えての贈答が六日間に集中して行われる。その中で、三月五日池主の「七言晚春三日の遊覧の一首と序」に応じて昔簡・歌とともに返した七言の詩

七言一首

杪春餘日媚景麗

初巳和風拂自輕

來燕銜泥賀字人

歸鴻引蘆適赴瀨

聞君嘯侶新流曲

禊飲催爵泛河清

雖欲追尋良此宴

還知染襖脚鈴叮

の冒頭に「杪春」として用いられているのがそれである。この「杪」はもちろんこずえではなく季節のすえ、したがって「暮春」「晩春」といった意である。文選にも

杪秋學遠山^一 山遠行不^レ近(卷二十五、謝靈運「登^二臨海嶠^一、初發^二彊中^一作。與從弟惠連、見^二羊何共和^レ之」)

と、秋のすえを「杪秋」とした例が見える。なお、先頃小島憲之氏はこの「杪春」に触れ、

これは春の末、「暮春」「餘春」に同じ。但し例の検出は容易ではないが、中唐李涉の詩題「杪春再^二遊廬山^一」(『全唐詩外編』)は、その例。尤も『佩文韻府』にみえる李端「送^二友人遊^二江東^一」の、

江上花開尽、南行見^二杪春^一。(一本「南行少見^二春^一」)

も、中唐の詩である——修訂本「辭源」・「漢語大詞典」も、この一例のみ——。いずれにしても家持の方が先行するやに思われるが、中唐の詩に例をみることは、中国の何かの文献にあつたかも知れぬ。或いは「杪秋」(『楚辭』九辯)や「杪冬」(初唐李嶠)の語がある以上、家持が「杪プラス四季語」によって、自ら考案したか知れないが、ともかく漢語として使用したものと見える。

と述べておられる。^註

万葉集にはこれ以外に「杪」の例は見出せないが、日本書紀の

其雉飛降、止^二於天稚彦門前所植湯津杜木之杪^一(神代下、第九段本文)

奇鳥來居^二杜杪^一(同右)

湯津杜樹之杪(神代下、第九段一書第二)

をはじめ決して例としては少なくない。^註

しかしながら、コヌレ(現在通行の訓。ただし諸本の訓はすべて「コスエ」)の表記としては明らかに「木末」が一般的であつて、いかに「木杪」も可能であるとしても、そこには多少の訓詁が必要である。ここに類聚古集の独立異文「杪」が誤写によるものでもなく、また訓み易い文字への改変とも異なり、まして合理的な本文改変とは逆を行くものであることが知られる。

この本文改変の背後に、先に触れた「平安朝人の漢土訓詁学」を認めるのは方向として見当違いではないだろう。しかし、この場合の「末」から「杪」への本文改変は、小島憲之氏が指摘された「平安人のすぐれた訓詁の方法を示す」^註段階を越えた、あるいは逸脱したものと言うことができる。なぜならば、「末」字に訓詁の必要は認められないからである。

いま一つ同様の例を挙げよう。

ワネモコニコヒスヘナカリムネツヤキヤトアケレハミルカリカモ
吾妹兒爾戀為便名鴈曾乎熱且戸開者所見霧可聞 (卷十二・三〇)

三四)

作者未詳奇物陳思のもとに収められた歌で、後統の三〇三五・三

〇三六番歌とともに霧に寄せている。この歌の「鴈」字を、これも類聚古集のみ「鴻」とする。他の諸本(元・広・西・神・宮・細・陽・矢・京・無・附・寛)は「鴈」であり、異同はない。訓は諸本すべて「カリ」である(尼崎本断簡は本文がなく、訓のみ存する)。

「鴻」は説文解字(四上)に「鴻鵠也」とあり、白鳥やひしきうといった大鳥を意味する字である。詩経、小雅、鴻鴈に「鴻鴈于飛」と見え、その毛伝に「大曰レ鴻、小曰レ鴈」とある。新撰字鏡(天治本、卷八)に「字加利」、類聚名義抄(観智院本、僧中)に「カリ、サホカリ、オホイ(キ)ナリ、ヒロシ」といった訓も見える。本来的には「鳥」に従う字であるものの、上記のような意味からやがて「洪」に通じる用法が生じたものであろう。古事記上表文の「王化之鴻基焉」として使われている「鴻」は、もとより後者の意味である。

「鴻」は集中、前節に挙げた家持の七言詩中の一例のみである。

再掲を避けるが、この「帰鴻」は春になって北へ帰る雁である。

「帰鴻」に限らず「鴻」は詩に多く見える。

願假「歸鴻翼」 翻飛遊「江汜」(文選卷二十四、陸士衡)「為

願彦先「贈婦二首」)

潜虬媚「幽姿」 飛鴻響「遠音」(同、卷二十二、謝靈運)「登

池上樓」)

赤松臨「上遊」 駕「鴻乘」紫煙」(同、卷二十一、郭景純)「遊

仙詩七首」)

など文選にはその例多く、また玉台新詠にも、

物枯識「節異」 鴻來知「客寒」(卷四、鮑令暉)「雜詩六首、其

三、題「書後」寄「行人」)

春吹回「白日」 霜歌落「塞鴻」(卷四、鮑照)「雜詩九首、其

代「京洛篇」)

をはじめ例は多い。そして、家持の使用ももとより中国におけるこ
うした状況の影響下にあることは認められる。さらに、類書が「鴻」
を独立項目として立てていることも注意される。芸文類聚(卷九十、
鳥部上)がそれであり(北堂書鈔・初学記には見えない)、また敦
煌出土文書(P二五二六)で修文殿御覽殘巻と目されているものに
も「鴻」の項がある。そして、太平御覧にもやはり見える。こうし
た中、

涼秋八月驚「塞鴻」 早報「寒聲」雜「遠空」(凌雲集、嵯峨天皇

(16)「和」左衛督朝嘉通秋夜寓「直周廬」聽「早鴈」之作」)

「聽離鴻之曉咽」 觀別鶴之孤飛 (凌雲集、桑原官作、(88))

「伏枕吟」

柳塞廻鴻引群度 杏梁來燕比翼栖 (文華秀麗集、卷中、艶

情、巨勢識人、(53)「奉和春闈怨」)

など和詩における使用も目につく。

こうしたことは、「鴻」が詩語の色彩の強い語であることをうかがわされる。そして、類聚古集の独立異文「鴻」が、単に「鴈」を誤写したものではなく、「鴻」字におけるそうした背景や訓詁をふまえた本文改変であることは、ほぼ推察して誤りないものと思われる。さらにこの本文改変を小島氏指摘のそれと区別するのは、当歌において「鴈」字が単なる接尾語ガリの借訓表記としての使用であるからに外ならない。つまり、「鴈」の訓詁は何ら歌意に関係しないのである。

むすびにかえて

類聚古集には独立異文が多い。目立つところで言えば、

卷四・五六七 与久世余安良志曾能美知 諸本「好為与荒其道」

卷十六・三八七七 古呂毛阿目布理伍 諸本「衣雨零而」

卷十七・三九七四 山吹者 諸本「夜麻夫枳波」

卷十七・四〇一七 安由乃風 諸本「東風」

卷十九・四二九〇 宇具比須 諸本「鴈」

をはじめ、二十数箇所にもおよぶ用字法上のものがある。さらに、

卷五・八六六 知弊仁敵太津 諸本「邊多天」 留

に対して沢瀉注釈が

類聚古集にのみ「邊多天」が「敵太津」となつてゐるのは、自動四段の「へだつ」の存在もその本義も忘れられたところから、他動下二段の「へだつ」であるべきだと考へてヘダツルと改めたので、これもこの書の後世心による改竄の一例と見るべきである。

と述べたように、意改であることを指摘されたものもある。また、意改とまでは言わなくとも、疑わしい本文はかなりの数にのぼる。

卷八・一六四二 雪毛落 諸本「零」 奴可

卷十・二〇二八 白妙 諸本「栲」 衣

卷二十・四三六七 都久波祢 諸本「尼」 乎

このような本文異同は枚挙にいとまがない。

とはいえ、独立異文であっても、原本的なものとして現行本文に採られる場合も多い。類聚古集に限って言えば、

卷六・一〇五九 住 諸本「在」 吉述

卷十・一八九〇 春山 諸本「日」 友 諸本「犬」 鴈

卷十七・三九二六 零流 諸本「須」 白雪

をはじめ数え方にもよるが、目にとまったところでも三十例近くある。そして、注意されるのが、右に挙げた四例のうち「山」「流」の二例は広瀬本の出現により独立異文ではなくなったことである。言うまでもなく独立異文は相対的なものであり、諸本の残存状況に左右される。したがって、非仙覚本系統で広瀬本出現以前においては最多の歌数を留める古写本である類聚古集が、仙覚本に対する唯一の非仙覚本系統の伝本である場合も多く、当然独立異文も目立った。しかし、広瀬本の出現により独立異文でなくなったものは、先の例以外にも数多い。いくつか挙げるなら、

卷十一・二六三八 鷹佃(諸本「田」) 為

卷十四・三四〇〇 多麻等比里(諸本「呂」) 波牟

卷十七・四〇一三 安美作(諸本「佐」) 之豆

などであり、類聚古集・広瀬本という非仙覚本系統の二本が一致するこれらの本文は、すこぶる校勘価値が高いと言える。

こうした点をふまえるならば、独立異文の検討が将来的に広瀬本のような伝本発見の見込みの有無にかかわらず必要であることは確かである。もとよりそれが直接に原本の姿を伝える場合は稀であるとしても、伝来の諸相の解明、ひいては原本溯源につながるものとして、類聚古集に限らず個々の異文発生の考察は欠くことができない。本稿もそうした方向の試みである。そして、そこから導かれた

ところが先に挙げたような類聚古集の本文がもつ諸問題とどうかわるのかに対する検討は今後の課題としたい。

【注】

- 1 『万葉集本文批評の或る場合』(国文学第三号、関西大学国文学会、昭和二十六年二月)
- 2 『上代日本文学与中国文学』(中) 九〇六頁。
- 3 『万葉集全注』巻第七(渡瀬昌忠氏担当) 一一七〇番歌【注】。
- 4 東野治之氏「論語」「千字文」と藤原官木簡」(『万葉集研究』第五集)、のち『正倉院文書と木簡の研究』所収。
- 5 『古事記総索引』による検索では、「御刀之刃毀」(上、二三四六)「毀鼻人鹿魚」(中、五四四二)「故欲毀其大長谷天皇之御陵而」(下、四〇ウ八)の三例が確認される。また、諸本における字体の確認は小野田光雄氏編『諸本集成古事記』による。
- 6 ただし、引用した史記のこの箇所は、「移」「虧」「衰」が押韻するとの指摘があり(瀧川亀太郎氏「史記会注考証」)、そうとすれば文字選択上に若干の制約があったと思われる、必ずしも適切な例とは言えないかもしれない。
- 7 編者藤原敦隆および分類等については、神堀忍氏「藤原敦隆と類聚古集」(『島田教授古稀記念国文学論集』)所収、昭和三十五年

- 三月)、同氏「類聚古集の部類」(万葉第三八号、昭和三十六年一月)、吉川貫一氏「類聚古集雜考——その部類・題目をめぐって——」(文林第六号、昭和四十七年三月)などがある。
- 8 小島憲之氏「万葉集原典批評——私考」(国語国文第一三卷第三号、昭和一八年三月)、井手至氏「類聚古集の換字をめぐって——敦隆本系万葉集の本文——」(沢瀉博士喜寿記念万葉学論叢)所収、昭和四一年七月)、山崎福之氏「類聚古集の本文と書入」(国語国文第五一卷第三号、昭和五七年三月)など。
- 9 沢瀉久孝氏「古写本の誤を超えて」(万葉歌人の誕生)所収、木下正俊氏「万葉集写本の意改」(文学第四八卷第二号、昭和五五年二月)など。
- 10 注9前掲木下氏論文。なお、同氏担当『万葉集全注』巻第四にも同様の考察がある。
- 11 この例は、井手至氏「古写本の換字」(『万葉集研究』第六集、昭和五二年七月)において、寄合書の手写者のうち丁による換字として取り上げられている。
- 12 注1前掲論文。なお、卷三・二六二番歌の場合、類聚古集だけでなく広瀬本も「驟」に作っていることがこの度の発見で明らかになった。したがって、この例は論旨にとって適切とは言えないと考えられるが、指摘自体の有効性には支障ないと思わ
- れる。
- 13 「大伴家持越中に下向す——わたくしの一つの空想——」(万葉第一五二号、平成六年二月)
- 14 詩に目を向ければ、
飛棧樹抄排雲過 危燈巖頭払霧通 (文華秀麗集、卷中、梵門、淳和天皇(74)「厩從梵釈寺」。応製)
- の例も見える。なお、経国集には淳和天皇の問題の詩があり、それはこの詩の改作と見るべきであるという(岩波古典大系本)。
- 15 拙稿「書写態度としての意改——神宮文庫本万葉集の文字を通して——」(国文学第七〇号、関西大学国文学会、平成五年一二月)において、神宮文庫本に種々の合理的な本文改変の見られることを述べたことがある。
- 16 注2前掲書八八五頁。
- 17 真福寺本は「嶋」に作り、猪熊本は「江」部を「丘」とする字に作っている。なお、新潮日本古典集成成本古事記(西宮一民氏校注)が、本文は訓み下した漢字仮名交り文であるものの「嶋」とし、その頭注に「嶋」は「鴻」の古字」とある。
- 18 家持の「帰雁(鴻)」については、小島憲之氏「春の雁」(日本古典文学全集万葉集三補論)に詳しい。
- 19 「鴈」「鴻」ともに訓はカリであり、これを接尾語ガリの借

訓表記として用いた場合、語頭音節の清濁に齟齬をきたす。しかし、これは日本語の本来的な性格によるもので、一音節訓仮名ないし多音節訓仮名でも語頭音節における濁音表記は元来不可能である。そこで、

忘金津毛(二・二六三五)、住渡金(二〇・一九五八)

我之心柄(一三・三三七一)、夜者須柄爾(一三・三三七

〇)

などのように(右の例は、鶴久氏「万葉集における借訓仮名の清濁表記——特に二音節訓仮名をめぐって——」万葉第三六号、昭和三五年七月より引かせていただいた)必然的に清濁両用ということになり、問題とすにあたらない。

20 この歌、諸本では初句「東風」の下に「越俗語東風謂之安由乃可是一也」と割注がある。そして、類聚古集ではこの初句および割注を小項目として立てている関係上、本文を「安由乃風」としたものと思われ、作爲的な様子がうかがえる。

21 こうしたことは類聚古集に限ったことではなく、元暦校本にも卷十九・四二七五の本文

天地与久万豆尔万代尔都可倍麻都良牟黑酒白酒乎

の次に

愛女川知登非左之期末天尔与吕川与耳徒可へ末都良舞具吕

期志吕美伎遠

との万葉仮名訓が見えたりはする。しかし、類聚古集に特に多いのは確かである。因に類聚古集も四二七五番歌本文の次に

或本云阿免川知登非佐之期末天尔与川与耳徒可末都良舞具

吕期吉吕伎遠

と見える。

22 注9前掲論文参照。

23 こうした英文の処理に際して、巻別・筆者別の筆写傾向の把握が有効であることは、小島憲之氏・井手至氏注8前掲論文に指摘がある。